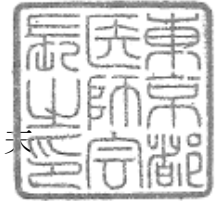


東都医保発第968号
(地区第587号)
令和2年6月18日

地区医師会 長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして東京都福祉保健局より通知がありました。

今般、PCR検査の検体として新たに唾液が追加されたことに伴い、令和2年6月5日付東都医保発第836号(地区第505号)「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正について」により、唾液を用いたPCR検査のみを実施する医療機関に求められる要件や集合契約による委託契約の締結に係る具体的な取扱い等について通知いたしました。この程、東京都から、集合契約は「唾液を用いたPCR検査のみを実施」する医療機関を契約対象とし、地区医師会が取りまとめ機関となって行政検査を実施する旨、別添のとおり示されました。

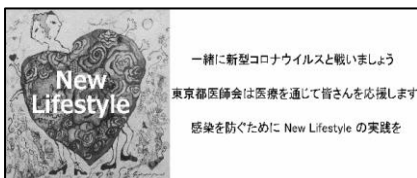
唾液を用いた行政検査の実施を希望する医療機関は、① 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて、② 連絡方法等調査票、③ 診療予定場所等をマーカーで示した図面(他の患者と接触を避けるため、実施日や実施時間を指定する場合は、図面の余白に記載すること)、④ 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト、⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査(PCR検査 唾液のみ)の委託契約締結に関する委任状」の5件を郵送にて地区医師会にご提出いただきます。

貴会におかれましては医療機関の申込みをとりまとめて別添の実施医療機関一覧表を作成するとともに随時東京都に申請を行い、東京都の認定を受けた後に東京都と集合契約を締結していただく流れになります。医療機関は東京都からの認定を受けた時点で行政検査を実施できるようになります。

また、認定を受けた医療機関は検査実施状況調査票を翌日に報告することになりますが、報告方法は今後示される取りまとめ機関との契約書と共に改めてお知らせいたします。

詳細につきましては別紙をご覧ください、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、行政検査へのご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、二次救急医療機関につきましては本会が東京都と集合契約を締結いたします。これに伴い、保険適用に関する公費負担の契約をまだ東京都と締結していない二次救急医療機関宛に行政検査への協力依頼の文書を送付しておりますことを申し添えます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
〒101-8328 千代田区神田駿河台2-5
TEL : 03-3294-8838 (直) FAX : 03-3292-7097
E-mail : syaho@tokyo.med.or.jp

事 務 連 絡
令和2年6月17日

公益社団法人東京都医師会
会長 尾 崎 治 夫 様

東京都福祉保健局健康安全部長
高 橋 博 則

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

平素より東京都における新型コロナウイルス感染症対策につきまして多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症に係る検査の需要が高まっていること及び令和2年3月4日付健感発0304第5号「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」の内容を踏まえ、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として東京都（以下「都」という。）が認めた病院・診療所についても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約を締結してまいりました。

今般、PCR検査の検体として、新たに唾液が追加され、令和2年6月2日付健感発0602第1号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」によりPCR検査（唾液のみ）を行う「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」の指定要件や新たな契約方法が示されました。これを踏まえ、診療所における唾液を用いたPCR検査の実施について、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 帰国者・接触者外来と同等の機能を有する医療機関の手続き

(1) 申請書類

各診療所では、申請書類を作成していただきます。

【申請書類】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて
- (2) 別添様式 連絡方法等調査票
- (3) 診療予定場所や患者動線をマーカーで示した医療機関の図面
※他の患者との接触を避けるために検査実施日、実施時間を指定する場合は、図面の余白に実施日及び実施時間を記載すること。
- (4) 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト

(2) 提出先

各診療所からは、申請書類が各地区医師会へ提出されます。

各地区医師会では、提出された申請書類の確認や取りまとめをお願いいたします。

各地区医師会での取りまとめが完了しましたら、診療所から提出された申請書類一式及び実施医療機関一覧（行政検査 唾液のみ）を都へ提出していただきます。

(3) 契約締結までの流れ

各地区医師会より提出された申請について庁内で協議し、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関と認められた場合には、地区医師会と都の間で契約締結に向けた手続きが行われます。

2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約」の手続き

本契約を締結することで、新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査 唾液のみ）の保険適用が可能になります。

各診療所からは委任状が各地区医師会へ提出されるため、各地区医師会にて委任状の確認及び取りまとめを行った後、委任状を都へ提出してください。下記担当者より具体的な契約手続きについてご案内をいたします。

3 唾液以外の検査を希望する医療機関について

唾液以外の検体を用いたPCR検査または抗原検出の実施を希望する医療機関については、従来通り都に直接申請書類をご提出いただいた後、都と個別に契約を締結する必要がございます。（唾液によるPCR検査を合わせて実施する場合でも、個別手続きの対象となります。）

下記問い合わせ先まで、医療機関より直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

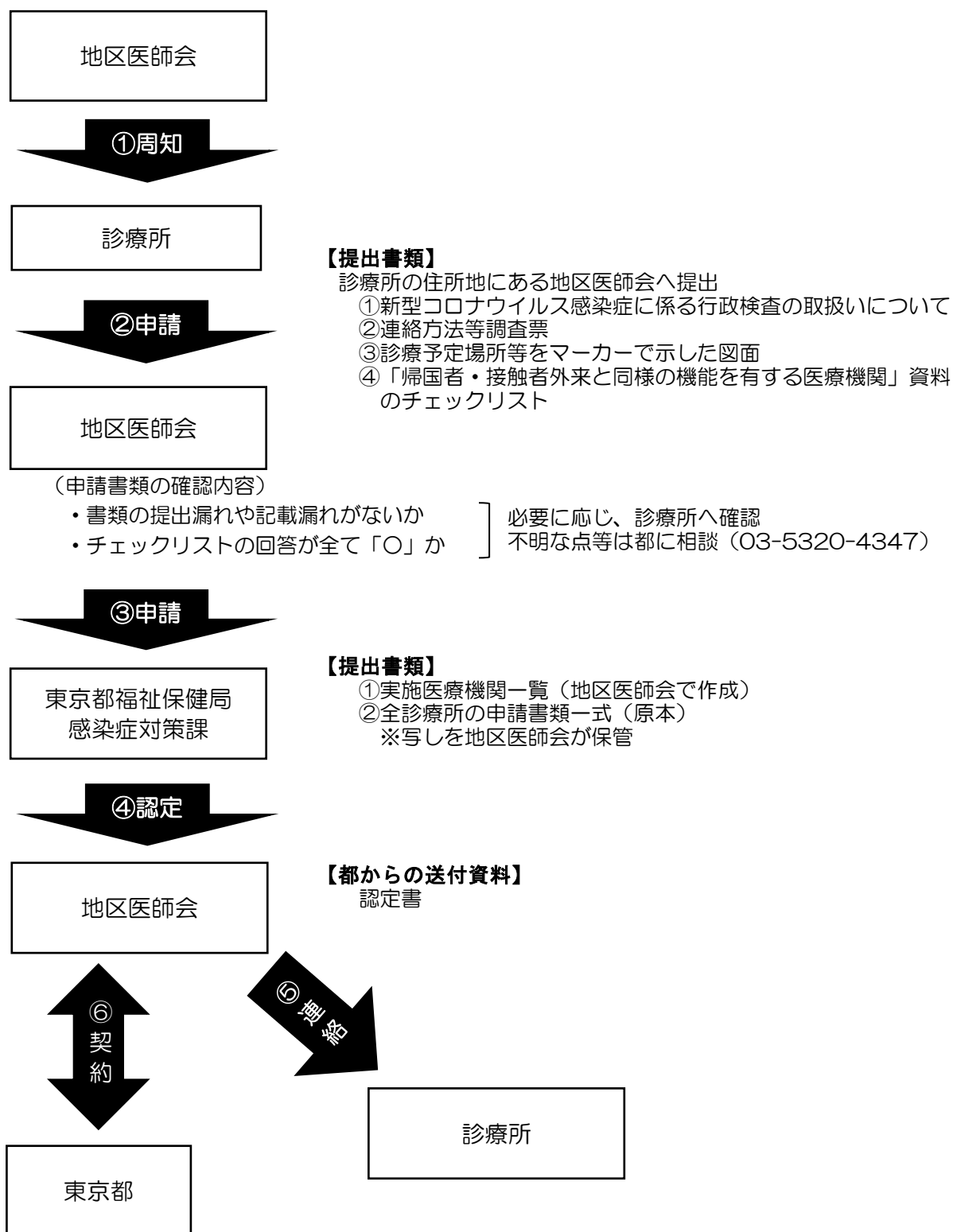
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

○1 及び3に関する手続き 感染症医療整備担当 電話 03-5320-4347

○2に関する手続き 結核担当 電話 03-5320-4483

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査（唾液のみ）フロー図

【フロー図】



【その他】

- ・ 都との契約締結時、地区医師会は、都が認めた診療所の委任状を取りまとめて、都へ提出する
- ・ 都との契約締結前であっても、④の都から地区医師会への連絡があった時点から行政検査が実施可能

実施医療機関一覧（行政検査 唾液のみ）

項番	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

（注1）行が足りない場合は挿入してください。

（注2）本資料を提出する際は、診療所の申請書類を添付してください。

第 号
年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

所在地
開設者名

印

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（唾液を用いたPCR検査のみ実施）として認めていただきますよう、よろしく願いいたします。

【提出書類】

- 1 別添様式 連絡方法等調査票
- 2 医療機関図面
(診察予定場所、患者動線を明記すること。また、他の患者との接触を避けるために検査実施日、実施時間を指定する場合は、図面の余白に実施日及び実施時間を記載すること。)
- 3 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト

	氏 名	所 属 部 課	電 話
申請書作成者			

連絡方法等調査票

記入年月日 年 月 日

記入者 (所属)

(職)

(氏名)

(連絡先) 電話番号:

FAX番号:

医療機関名	
所在地	

		平日	休日・夜間
連絡先	電話		
	電話2 (電話1が繋がらない場合)		
	FAX		
	連絡部署		

【備考】 ※連絡時の留意点など

「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト

項目	指定要件	対応状況
1	ア 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと また、施設の構造上、独立動線の確保が困難な場合は、他の患者と同時期に同じ空間を共有しないよう努めること	○ ×
	イ 必要な検査体制が確保されていること	○ ×
	ウ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件を満たすことであり、詳細は「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること ＜参考＞ ○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）」 （2020年5月7日 日本環境感染学会） http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328 ○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」 （2020年6月2日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター） https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf	○ ×
	エ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること	○ ×
	オ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること	○ ×
2	待合室等においても、院内感染防止の対策として、必要に応じて患者等にマスクを着用させるなど、感染拡大の防止に努めること	○ ×
3	東京都福祉保健局健康安全全部感染症対策課、区市町村、保健所、感染症指定医療機関、他の診療協力医療機関、他の新型コロナ外来及び地域の医療施設と連携して事業を行うよう努めること	○ ×
4	都が収集する感染症医療に関する診療情報の提供等について、積極的に協力すること	○ ×
5	新型コロナ外来における適切な運営体制を確保するために都が行う実地調査に協力すること	○ ×

※対応状況が全て「○」であることを確認すること

【必要書類】

書類名称	書類の有無
別添様式 連絡方法等調査票	有 無
診療予定場所や患者動線をマーカーで示した図面	有 無

※別添様式及び診療予定場所等をマーカーで示した図面は必ず提出すること

【医療機関担当者】

医療機関名			
担当者名		連絡先	

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査 唾液のみ）
の委託契約締結に関する委任状

代理人： _____ 医師会 _____

委任者

※ただし、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（唾液を用いたPCR検査のみ実施）」として東京都の認定を受けた医療機関に限る。

①医療機関名 _____

②郵便番号 _____

③住所 _____

④電話番号 _____

⑤代表者氏名 _____ 印 _____

当院は、 _____ 医師会 に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査（唾液のみ）の実施について、東京都からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項